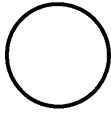


受 付 印



特別徴収税額の納期の特例に関する申請書 (平成 年 月 日提出)

① 岐阜県養老郡 養老町長様	② 申 請 者	特別徴収義務者の住所(居所)又は所在地	郵便番号 ()		③ この申請に 応答する係氏 名及び電話番号	係氏名				
		特別徴収義務者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名印	㊟		④ 特別徴収 義務者 番 号	局 番				
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。										
⑤ 特例の適用を受けようとする税額		円 平成 年 月 から平成 年 月 までの納期にかかる町・県民税特別徴収税額								
⑥ 申請の日前6ヶ月間の給与の支払人員(カッコ内には臨時雇用者の人員を記入してください。)		年 月分	(人)	年 月分	(人)					
		年 月分	(人)	年 月分	(人)					
		年 月分	(人)	年 月分	(人)					
⑦ (一)現に町税の滞納がありまたは最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由に因るものである時は、その理由の詳細 (二)申請の日前1か年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合は、その有無及び年月日										
※ 処 理 欄	処理区分	(却下の理由)			起案	平成 年 月 日	台帳		徴収簿	
	承 認				決裁	平成 年 月 日	調査簿		通知書	
					施行	平成 年 月 日				
	却 下				決裁印					

提出は6月中に到着するようお願いいたします。

申請についての注意事項

1. 特別徴収税額の納期の特例の制度について

(1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。

(注) 「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

(2) (1)に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村長に申請し、その承認を受けなければなりません。

(3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に支払った給与および退職手当等について特別徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入することになります。

給与にかかる特別徴収期間	納期限
6月から11月までの徴収税額分	12月10日まで
12月から翌年5月までの徴収税額分	翌年6月10日まで
退職手当等にかかる特別徴収の期間	納期限
6月から11月までの徴収税額分	12月10日まで
12月から翌年5月までの徴収税額分	翌年6月10日まで

(4) 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与の支払を受ける者が常時10人以上になった場合には、その旨を遅滞なく当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村長に届けなければなりません。

◎注意 滞納や著しい納入遅延があるような者については、この特例の承認を受けられないことがあります。

また、この承認を受けても、滞納したり、納入遅延をきた

しますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないように特にご注意願います。

2. 申請書の書き方

(1) 「②」欄には、申請者が個人である場合にはその住所若しくは居所及び氏名を、法人である場合には、本店又は主たる事務所の所在地及び法人名並びに代表者氏名をそれぞれ記入してください。ただし、申請にかかる事務所等の所在地が申請者の住所もしくは居所または本店もしくは主たる事務所の所在地と異なるときは、申請にかかる事務所等の所在地および名称ならびに特別徴収義務者番号を記入してください。

(2) 「③」欄には、連絡に便利な係、氏名及び電話番号を記入してください。

(3) 「⑤」欄には、特例の適用開始を希望する年月を記入してください。

(4) 「⑥」欄には、申請の前日6カ月間の各月末の人員を記入してください。この場合において、臨時の勤務者があるときは、カッコ内に臨時雇用者の人員を記入してください。

(5) 「⑦」欄には、該当する場合に限り、必要事項を記入してください。

(6) ※印を付けた欄には記入しないでください。